

原告 m r k o n o

被告 東 京 都

準 備 書 面 (1)

平成19年1月29日

東京地方裁判所民事第33部合議B係 御中

被告指定代理人 森



同 幸 田



同 島 貫



同 寺 野



被告は、被告指定代理人の行為に違法がないことについて、次のとおり主張するとともに、原告の主張に対し、必要な部分について反論する。

なお、略語については、本書面で新たに用いるもののほか、答弁書の例による。

第1 被告の主張

1 交通事故の発生等について

- (1) 葛西署の警察官（以下「葛西署員」という。）は、平成5年9月23日、東京都江戸川区区内において、車両がタクシーに追突し、タクシーを運転していた原告が受傷するという交通事故（以下「本件交通事故」という。）が発生したことを認知した。
- (2) 葛西署出口恭助巡查部長（以下「出口巡查部長」という。）は、平成5年11月2日、全治期間が記載されていない田中医院の診断書を持参して葛西署に来た原告に対し、全治期間が記載されている診断書を持参するよう告げ、原告が持参した診断書を受領しなかった。
- (3) 平成5年12月14日、原告から、平成5年10月8日付け松田病院作成の診断書（以下「松田病院診断書」という。）2通及び平成5年11月2日付け田中医院作成の診断書（以下「田中医院診断書」という。）1通が葛西署に郵送されたが、いずれの診断書にも、全治あるいは治癒見込みの期間が記録されていなかった。

2 平成9年（ワ）第2543号損害賠償請求事件について

- (1) 原告は、平成9年2月12日、東京地方裁判所に対し、被告を相手方として、葛西署の本件交通事故に関する検察官送致及び事故証明書発給のための書類の送付の遅延などを理由とする損害賠償を求める損害賠償請求事件（平成9年（ワ）第2543号。以下「第1事件」といいう。）を東京地方裁判所に提訴した。
- (2) 第1事件における被告指定代理人らは、平成9年8月27日、第3回口頭

弁論期日において、松田病院診断書2通及び田中医院診断書1通等を書証として提出した。

(3) 東京地方裁判所は、平成9年10月15日、検察官への送致の遅延等が原告に対する関係で権利侵害行為にあたるということができないなどとして、原告の請求を棄却する判決を言い渡した（甲第4号証）。

(4) 同判決は、同年11月6日の経過をもって確定した（乙第1号証）。

3 平成12年（ワ）第8985号損害賠償請求事件について

(1) 原告は、平成12年5月8日、第1事件において、被告が証拠を偽造又は変造したため、原告の請求が棄却されたと主張して、被告に対し、第1事件の印紙代及び慰謝料の支払を求める損害賠償請求事件（平成12年（ワ）第8985号。以下「第2事件」という。）を東京地方裁判所に提訴したが、同裁判所は、同年10月27日、原告の主張を認めるに足る証拠はないとして、原告の請求を棄却する判決を言い渡した（乙第2号証）。

(2) 原告は、同年11月6日、一審判決を不服として控訴したが、東京高等裁判所は、平成13年3月15日、控訴を棄却した（乙第3号証）。

(3) 原告は、同月22日、控訴審判決を不服として上告したが、最高裁判所第一小法廷は、同年9月13日、上告を棄却する決定をした（乙第4号証）。

4 平成15年（ハ）第2292号損害賠償請求事件について

(1) 原告は、平成15年2月27日、警視庁葛西警察署長が本件交通事故について請願権を侵害したなどと主張して、被告に対し、慰謝料等の支払を求める損害賠償請求事件（平成15年（ハ）第2292号。以下「第3事件」という。）を東京簡易裁判所に提訴した（乙第5号証）。

(2) 第3事件の被告指定代理人ら（以下「第3事件指定代理人ら」という。）は、第1及び第2事件の関係者から事情聴取をするなどした後、平成15年4月18日付け答弁書を作成し、同日、第1回口頭弁論期日において、同答弁書を陳述した（甲第3号証の1）。

- (3) 東京簡易裁判所は、同年6月27日、第3事件の請求原因は第2事件の口頭弁論終結後に生じた新たな事由の主張ではないとして、原告の請求を棄却する判決を言い渡した（乙第6号証）。
- (4) 原告が、同年7月7日、一審判決を不服として控訴したため、第3事件指定代理人らは、一審における主張及び立証を援用する旨の平成15年10月6日付け答弁書を作成し、同日、東京地方裁判所の控訴審第1回口頭弁論期日において、同答弁書を陳述した（甲第3号証の2）。
- (5) 東京地方裁判所は、同年12月1日、原告の控訴を棄却し（乙第7号証）、同判決は、同月16日の経過をもって確定した（乙第8号証）。

第2 原告の主張に対する反論

原告の主張は判然としないが、要するに、被告の指定代理人が、松田病院診断書及び田中医院診断書について事実をねつ造し、虚偽の事実を記載した準備書面を提出して、裁判所の判断を誤らせ、確定判決を不当取得したとして、損害賠償を請求するものと解される。

- 1 しかしながら、そもそも、被告の指定代理人らは、第1事件、第2事件及び第3事件を通じて事実をねつ造することなどしていないのであるから、原告の主張は事実に反する。
- 2 また、松田病院診断書及び田中医院診断書が原本であるか否かは、第1事件、第2事件及び第3事件において、それぞれの判決に何ら影響を与えていないのであるから、被告が確定判決を不当取得していないことは明らかである。
したがって、原告の主張は失当である。

第3 結論

以上のとおり、原告の損害賠償請求には理由がないことが明らかであるから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。